

小規模埋立て等許可 申請書等作成の手引き

匝 瑳 市

目 次

土砂等の小規模埋立て等を実施する方への留意事項	1
土砂等による小規模埋立て等の概略	2
小規模埋立て等許可申請書等作成要領	3
I 小規模埋立て等許可申請書	3
II " (一時たい積小規模埋立て等)	5
III 小規模埋立て等変更許可申請書	7
IV 土砂等搬入届	7
V 小規模埋立て等状況報告書	7
VI 小規模埋立て等(一時たい積)状況報告書	7
匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に 関する条例(平成18年1月23日条例第100号)	10
匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に 関する条例施行規則(平成18年1月23日規則第123号)	21
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となる べき事項を定める省令(抜すい)(平成3年10月25日建設省令第19号)	63
発生土利用基準(平成6年7月20日建設省技調発第173号)	65
宅地造成等規制法施行令(抜すい)(昭和37年政令第16号)	68

土砂等の小規模埋立て等を実施する方への留意事項

I 埋立て等の実施にあたって

- 1 この条例以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を受けてください。
- 2 埋立て等区域の埋蔵文化財の有無については、教育委員会に確認してください。（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となります。）
- 3 埋立て等区域内に、赤道がある場合（公図で確認すること。）は、必要な措置等について、建設課で確認してください。
- 4 埋立て等区域が山林及び青道の場合は、必要な手続きについて、産業振興課に確認してください。
- 5 埋立て等区域が農地の場合は、必要な手続きについて、農業委員会に確認してください。
- 6 事務所等を建設する場合は、都市整備課で規模、条件等を確認してください。
- 7 その他、施行規則第8条別表第1に掲げる行為や開発行為など、関係許認可を十分に確認してください。
- 8 1,000 m²以上の一時たい積小規模埋立て等（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、千葉県知事へ大気汚染防止法の届出をしてください。

II 埋立て等について

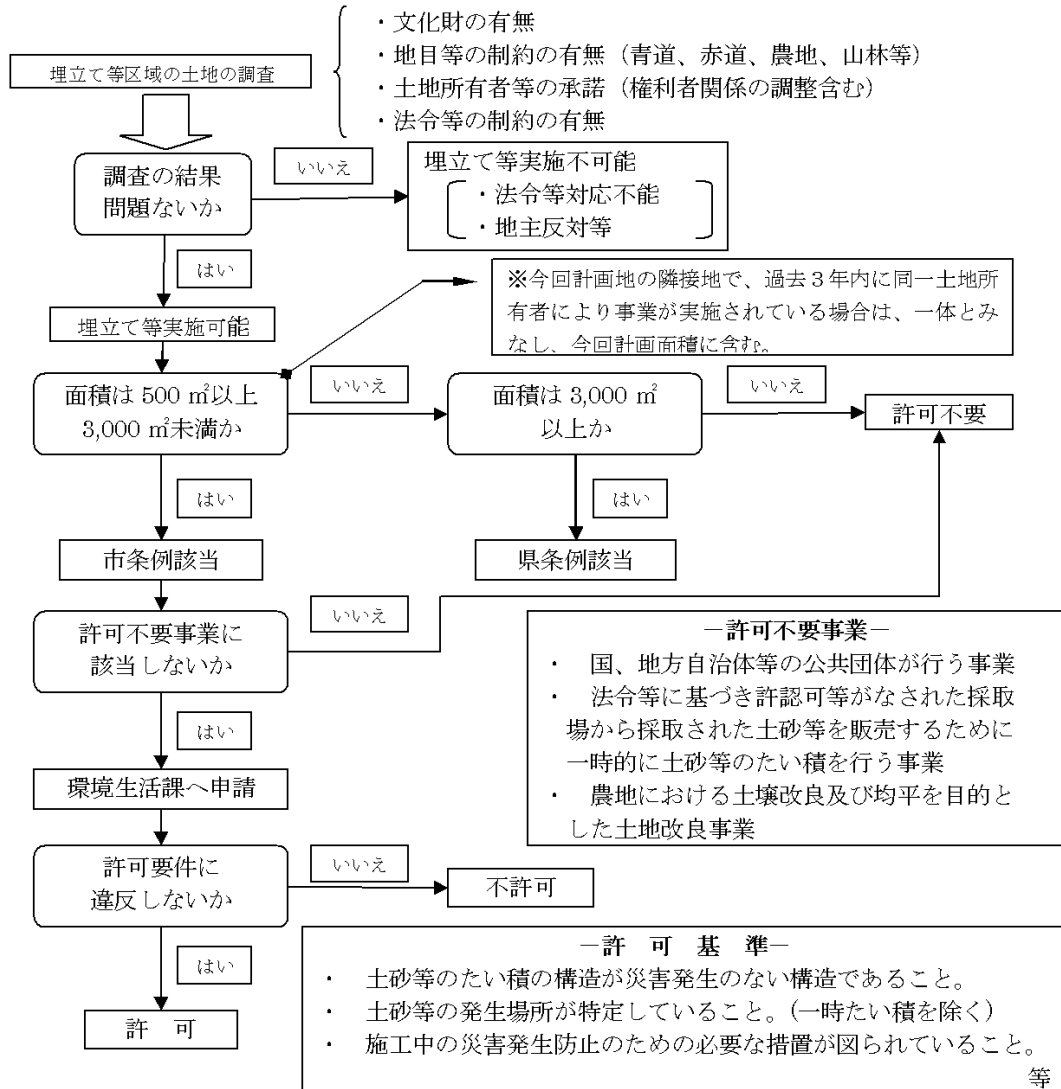
- 1 埋立て等区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、区域以外の搬入路、事務所等は含みません。ただし、一時たい積場の保安地帯は埋立て等の区域に含まれます。

また、開発行為や宅地造成等の事業を、切土・盛土で実施する場合は、事業区域以外からの土砂等で埋立てする区域が対象となります。
- 2 埋立て等区域の表面をアスファルト舗装する場合や天地返し（埋立て前に確保してあった表土で覆う）の場合は、埋立て等区域以外からの土砂等の搬入終了時に廃止又は完了となります。
- 3 土砂等には、建設工事や浚渫工事などで発生する土砂を始めとして、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」でいう「廃棄物」以外の埋立て等に供するすべての物質が含まれます。

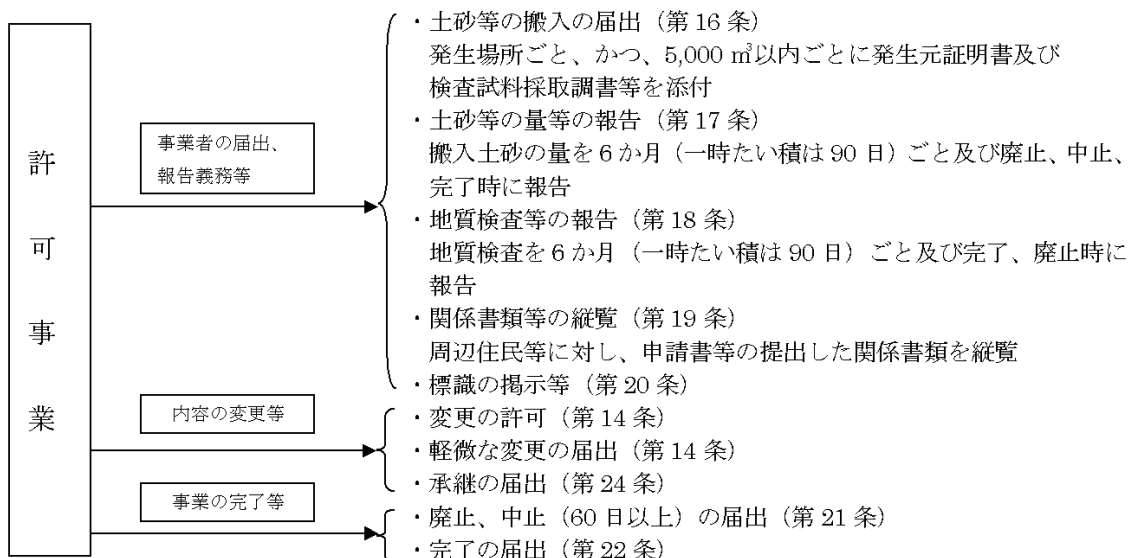
なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されません。
- 4 土砂等搬入届に添付する土砂等発生元証明書は、どんなに小規模（少土量）でも発生場所ごとに必要です。
- 5 埋立て等規模が、変更により 500 m²以上になった場合又は 3,000 m²以上となった場合には、その時点でそれぞれ市条例又は県条例の許可が必要となります。

土砂等による小規模埋立て等の概略

1 土砂等の埋立て等の流れ



2 許可事業に係る届出、報告等



小規模埋立て等許可申請書等作成要領

匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例（平成 18 年条例第 100 号）の施行に関し、関係書類等の記載要領を次のとおり定める。

- I 小規模埋立て等許可申請書（提出部数 2 部）
 - 1 小規模埋立て等区域の位置
埋立て等区域がかかる土地をすべて記載すること。（別紙で記載することも可能）
 - 2 小規模埋立て等区域の面積
求積図面を添付すること。
 - 3 小規模埋立て等に使用される土砂等の量
土砂等の量を積算した計算書の量を記載すること。
各土砂等の発生場所からの予定量の合計におおむね合致すること。
 - 4 小規模埋立て等の期間
施工期間を記載すること。
 - 5 小規模埋立て等が完了した場合の小規模埋立て等区域の構造
「別表第 2」に掲げる構造のとおりとし、のり面保護等完成後の構造がわかる図面（1/250～1/500 程度）を添付すること。
 - 6 小規模埋立て等に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
別紙に記載すること。なお、搬入経路を位置図等に記載すること。
搬入土砂等の区分は、参考の条文を参照のこと。
 - 7 法定代理人の氏名及び住所
申請者が未成年者である場合は記載すること。
 - 8 小規模埋立て等が施工されている間において、小規模埋立て等区域以外の地域への当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
施工図面（1/500 程度の平面図に工事の行程、工法を記載したもの）を添付する。
 - 9 住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、法人登記事項証明書）
3 か月以内に発行したものに限る。
 - 10 法定代理人の住民票の写し
申請者が未成年者である場合は添付すること。（3 か月以内に発行したもの）
 - 11 小規模埋立て等区域の位置図
1/25,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判別できるものとする。
 - 12 小規模埋立て等区域の付近の見取図
1/500 程度で区域の周辺の状況が判別できるものとする。
 - 13 小規模埋立て等区域の平面図及び断面図
1/250～1/500 程度で作成し、断面図は形状が確認できるピッチの縦横の断面図とする。（施工前後の構造が確認できるもの。）

14 小規模埋立て等区域の土地の登記事項証明書

3か月以内に発行したものに限る。

15 小規模埋立て等区域の土地の公図の写し

埋立て等区域を明示のうえ、埋立て等区域及び隣接地の地目、転写した法務局名、転写年月日及び縮尺を記入し、転写した者の記名押印をすること。

16 小規模埋立て等に使用される土砂等の予定量の計算書

締固め等を考慮して、必要な土砂等の量を積算すること。

17 構造安定計算書

埋立て等の高さが10メートルを超える場合は、土質試験等に基づく埋立て等の構造安定計算書を添付すること。

18 擁壁の断面図、背面図

断面図を1/20～1/50程度で作成し、背面図は擁壁の裏面の構造が判明できるものであること。

19 擁壁構造計算書

鉄筋コンクリート及び無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合に添付（当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定が記載されたもの）

20 小規模埋立て等が別表第1に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面

当該行為の許認可等の通知書（決定書）等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあっては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）とする。

21 小規模埋立て等区域内土地使用同意書、小規模埋立て等区域内施工同意書及び印鑑登録証明書

申請者と土地所有者が異なる場合には、土地所有者の土地使用同意書（第2号様式）、区域内の土地につき当該小規模埋立て等の施工の妨げとなる権利を有する者（抵当権者、賃借権者、地役権者等）がいる場合には、権利者の施工同意書（第4号様式）を添付すること。

また、同意書に押印した印鑑の印鑑登録証明書（3か月以内に発行したものに限る。）を添付すること。

22 隣接土地所有者の同意書

隣接地の所有者すべての同意書（別紙2）を添付すること。

ただし、事業区域の面積が1,000㎡以下の事業で、次のいずれかの事業に該当する場合は、省略することができる。

- (1) 自らの耕作の用に供するため、所有者その他耕作に関する権限を有する者が当該権限を有する農地に自ら山砂で客土する事業
- (2) 宅地内の雨水排水対策のため、自ら住居の用に供している土地に山砂で客土する事業
- (3) 国又は地方公共団体の補助を受けて行う事業

23 小規模埋立て等の事業計画内容について、小規模埋立て等区域の所在する地域の住民及び隣接地の土地所有者に対して説明会を行ったことを証する書面

小規模埋立て等区域の所在する地区の住民とは、事業区域（土地）が属する行政区（自治会ごとの区域をいう。以下同じ）の住民とする。なお、行政区が複数・広範囲となる場

合には、説明方法等について事前に市長と協議すること。

説明会を行ったことを証する書面は「説明会実施状況報告書」（別紙1）とする。

ただし、事業区域の面積が500㎡以下の事業で、次のいずれかの事業に該当する場合は、省略することができる。

- (1) 自らの耕作の用に供するため、所有者その他耕作に関する権限を有する者が当該権限を有する農地に自ら山砂で客土する事業
- (2) 宅地内の雨水排水対策のため、自ら住居の用に供している土地に山砂で客土する事業
- (3) 国又は地方公共団体の補助を受けて行う事業

24 その他

- (1) 一つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
- (2) この条例以外に許認可等が必要である場合は、その許認可等の通知書（決定書）の写しを添付すること。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあつては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）を添付すること。

II 小規模埋立て等（一時たい積小規模埋立て等）許可申請書（提出部数2部）

1 小規模埋立て等区域の位置

埋立て等区域がかかる土地をすべて記載すること。（別紙で記載することも可能）

2 小規模埋立て等区域の面積

求積図面を添付すること。

3 小規模埋立て等に使用される土砂等の搬入及び排出予定量

年間の搬入及び搬出予定量並びに1日平均の搬入及び搬出予定量を記載すること。

4 小規模埋立て等の期間

施工期間を記載すること。

5 小規模埋立て等に使用される土砂等のたい積の構造

「別表第2」に掲げる構造のとおりとし、1/250~1/500程度の平面図及び断面図とする。

6 小規模埋立て等に使用される土砂等について、土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置

施工図面（1/250程度の平面図及び立面図に、工法等を記載したもの。）を添付すること。

7 法定代理人の氏名及び住所

申請者が未成年者である場合は記載すること。

8 住民票の写し（申請者が法人の場合にあつては、法人登記事項証明書）

3か月以内に発行したものに限る。

9 法定代理人の住民票の写し

申請者が未成年者である場合は添付すること。（3か月以内に発行したもの）

10 小規模埋立て等区域の位置図

1/25,000程度で道路、地勢等周辺の状況が判別できるものとする。

11 小規模埋立て等区域の付近の見取図

1/500程度で区域の周辺の状況が判別できるものとする。

12 小規模埋立て等区域の平面図及び断面図

1／250～1／500 程度で作成し、断面図は形状が確認できるピッチの縦横の断面図とする。（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるもの。）

13 小規模埋立て等区域の土地の登記事項証明書

3か月以内に発行したものに限る。

14 小規模埋立て等区域の土地の公図の写し

埋立て等区域を明示のうえ、埋立て等区域及び隣接地の地目、転写した法務局名、転写年月日及び縮尺を記入し、転写した者の記名押印をすること。

15 小規模埋立て等が別表第1に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面

当該行為の許認可等の通知書（決定書）等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあっては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）とする。

16 小規模埋立て等区域内土地使用同意書、小規模埋立て等区域内施工同意書及び印鑑登録証明書

申請者と土地所有者が異なる場合には、土地所有者の土地使用同意書（第2号様式）、区域内の土地につき当該小規模埋立て等の施工の妨げとなる権利を有する者（抵当権者、賃借権者、地役権者等）がいる場合には、権利者の施工同意書（第4号様式）を添付すること。

また、同意書に押印した印鑑の印鑑登録証明書（3か月以内に発行したものに限る。）を添付すること。

17 隣接土地所有者の同意書

隣接地の所有者すべての同意書（別紙2）を添付すること。

ただし、事業区域の面積が1,000㎡以下の事業で、次のいずれかの事業に該当する場合は、省略することができる。

- (1) 自らの耕作の用に供するため、所有者その他耕作に関する権限を有する者が当該権限を有する農地に自ら山砂で客土する事業
- (2) 宅地内の雨水排水対策のため、自ら住居の用に供している土地に山砂で客土する事業
- (3) 国又は地方公共団体の補助を受けて行う事業

18 小規模埋立て等の事業計画内容について、小規模埋立て等区域の所在する地域の住民及び隣接地の土地所有者に対して説明会を行ったことを証する書面

小規模埋立て等区域の所在する地区の住民とは、事業区域（土地）が属する行政区（自治会ごとの区域をいう。以下同じ）の住民とする。なお、行政区が複数・広範囲となる場合には、説明方法等について事前に市長と協議すること。

説明会を行ったことを証する書面は「説明会実施状況報告書」（別紙1）とする。

ただし、事業区域の面積が1,000㎡以下の事業で、次のいずれかの事業に該当する場合は、省略することができる。

- (1) 自らの耕作の用に供するため、所有者その他耕作に関する権限を有する者が当該権限を有する農地に自ら山砂で客土する事業
- (2) 宅地内の雨水排水対策のため、自ら住居の用に供している土地に山砂で客土する事業
- (3) 国又は地方公共団体の補助を受けて行う事業

19 その他

- (1) 一つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
- (2) この条例以外に許認可等が必要である場合は、その許認可等の通知書（決定書）の写しを添付すること。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあつては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）を添付すること。

Ⅲ 小規模埋立て等事業変更許可申請書（提出部数2部）

1 図面について

許可申請書に用いた図面と同一の縮尺の図面とし、変更前後の内容が判明できるものであること。

2 各項目の記載

許可申請と同様。

Ⅳ 土砂等搬入届（提出部数1部）

1 土砂等発生場所、1か所に1通作成すること。

2 同一発生場所の場合は、5,000 m³以内ごとに1通作成すること。

3 土砂等の搬入予定量

1つの発生場所からの全体量を記載し、搬入量については、5,000 m³以内であること。

4 土砂等の運搬業者名

1社以上ある場合は、全ての事業者を記載すること。

5 添付書類

- (1) 地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等を採取場所の平面図、現場写真
- (2) 土砂等発生元証明書（第11号様式）、土砂等売渡・譲渡証明書（第12号様式）地質検査報告書（第15号様式）検査試料採取調書、地質分析（濃度）結果証明書等

Ⅴ 小規模埋立て等状況報告書（提出部数1部）

1 今回報告量

報告に係る期間（通常は6か月間）に搬入された量を記載すること。

2 累計量

前回累計量に今回報告量を加えた量になること。

Ⅵ 小規模埋立て等（一時たい積小規模埋立て等）状況報告書（提出部数1部）

1 前回までの報告時に、搬出されないで残っている量を記載すること。

2 事業の完了時の報告については、土砂の残量が0になっていること。

説明会実施状況報告書

年 月 日

匝瑳市長 あて

報告者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

説明会の実施状況について、次のとおり報告します。

開催日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
開催場所	
出席者の 状況	地域住民 説明者
開催状況	(説明概要、地域住民からの要望、説明者の回答について記載すること。)

同 意 書

1 埋立て等を行おうとする者

住 所 (所 在 地)	
氏 名 (名称及び代表者氏名)	

2 埋立て等区域

市 町 村	大 字	字	地 番	地 目	面積 (㎡)	備 考
匝瑳市						

3 埋立て等期間 年 月 日 ~ 年 月 日

上記のとおり埋立て等を行うことについて、隣接土地所有者として同意します。

平成 年 月 日

所有者 住 所

氏 名

Ⓜ

匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（平成 18 年 1 月 23 日条例第 100 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（平成 9 年千葉県条例第 12 号。以下「県条例」という。）その他土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止を目的とする他の法令と相まって、匝瑳市の区域内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）を行う行為をいう。
 - (2) 小規模埋立て等 土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋め立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあつては、当該事業を行う区域）以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であつて、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 500 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満であるものをいう。
- 2 土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 500 平方メートル未満であつても、その土砂等の埋立て等に供する区域に隣接する土地において土砂等の埋立て等が行われている場合に、これらの土砂等の埋立て等について、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等の埋立て等の着手時期その他の規則で定める事項を勘案して一体性を有すると認められるときは、これらの土砂等の埋立て等を一の土砂等の埋立て等とみなして、前項第 2 号の規定を適用する。

（事業者の責務）

第 3 条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

- 2 建設工事、浚渫工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い発生する土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない
- 3 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生する恐れのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。
- 4 事業者は、土砂等の埋立て等に係る苦情及び紛争が生じた場合は、責任をもってその解決に当たらなければならない。

（土地所有者の責務）

第 4 条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするとき

は、当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある事業者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の状況の把握、不適正な土砂等の埋立て等の監視、土砂等の埋立て等に係る市民からの苦情の処理その他必要な措置を講じなければならない。

(土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準)

第6条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)は、県条例第7条に規定する安全基準とする。

(安全基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止等)

第7条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。

2 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等を行っている者に対し、直ちに、当該土砂等の埋立て等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置を講じるべきことを命じるとともに、千葉県知事にその旨を通報しなければならない。

(土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等)

第8条 土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等を行っている者又は行った者に対し、これらを防止するために必要な措置を講じるよう指導するものとする。

(小規模埋立て等の許可)

第9条 小規模埋立て等を行おうとする者は、小規模埋立て等に供する区域(以下「小規模埋立て等区域」という。)ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該小規模埋立て等が次の各号に掲げる事業のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業(以下「公共事業」という。)

(2) 碎石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)、千葉県土採取条例(昭和49年千葉県条例第1号)その他の法令及び千葉県の条例(以下「法令等」という。)に基づき許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が許可の必要がないと認める規則で定める事業
(小規模埋立て等に係る土地所有者等の同意)

第10条 前条の許可を申請しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る小規模埋立て等区域内の土地の所有者に対し、当該申請が次条第1項の規

定によるものである場合にあっては同項第1項から第7号までに掲げる事項を、当該申請が同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

- 2 前項に掲げるもののほか、前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る小規模埋立て等区域内の土地につき当該小規模埋立て等の施工の妨げとなる権利を有する者（同項に規定する土地の所有者を除く。）の同意を得なければならない。

（許可の申請）

第11条 第9条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に前条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面、小規模埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 小規模埋立て等区域の位置及び面積
- (3) 小規模埋立て等に使用される土砂等の量
- (4) 小規模埋立て等を施工する期間
- (5) 小規模埋立て等が完了した場合の小規模埋立て等区域の構造
- (6) 小規模埋立て等に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
- (7) 小規模埋立て等が施工されている間において、小規模埋立て等区域以外の地域への当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、第9条の許可を受けようとする小規模埋立て等が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う小規模埋立て等（以下「一時たい積小規模埋立て等」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に前条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面、小規模埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 年間の小規模埋立て等に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
- (3) 小規模埋立て等に使用される土砂等のたい積の構造
- (4) 小規模埋立て等に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所（以下「発生場所」という。）ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

（申請の制限）

第12条 第9条の許可を受けようとする者は、小規模埋立て等を施工する期間について3年を超えて申請することができない。ただし、当該許可の申請が一時たい積小規模埋立て等に係るものである場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、第9条の許可を受けようとする者は、第7条第2項、第25

条、第 27 条又は第 30 条第 1 項の規定により命令を受けた者である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

(許可の基準)

第 13 条 市長は、第 9 条の許可の申請が第 11 条第 1 項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次に掲げる要件に適合していると認めるときでなければ、第 9 条の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 第 7 条第 2 項、第 25 条、第 27 条又は第 30 条第 1 項の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者

イ 第 26 条第 1 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消し処分に係る匝瑳市行政手続条例（平成 18 年匝瑳市条例第 12 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から 3 年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第 26 条第 1 項第 3 号、第 4 号又は第 8 号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ウ 第 26 条第 1 項の規定により小規模埋立て等の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者

エ 小規模埋立て等の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからエまでのいずれかに該当する者

(2) 第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する同意を得ていること。

(3) 小規模埋立て等が 3 年以内に完了するものであること。

(4) 小規模埋立て等が完了した場合において、当該小規模埋立て等に使用された土砂等のたい積の構造が、小規模埋立て等区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(5) 第 11 条第 1 項第 6 号に規定する搬入計画における小規模埋立て等に使用される土砂等の発生場所が特定されていること。

(6) 第 11 条第 1 項第 6 号に規定する搬入計画において、許可を受けた日から 6 月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること。

(7) 小規模埋立て等が施工されている間において、小規模埋立て等区域以外の地域への当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。

2 市長は、第 9 条の許可の申請が第 11 条第 2 項の規定によるものである場合は、当該申請が前項第 1 号及び第 2 号並びに次に掲げる要件に適合していると認められるときでなけ

れば、第9条の許可をしてはならない。

(1) 小規模埋立て等の構造が、当該小規模埋立て等区域以外の地域への小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(2) 小規模埋立て等に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。

3 第9条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、第1項第4号及び第7号並びに前項第1号の規定は、適用しない。

(変更の許可等)

第14条 第9条の許可を受けた者は、第11条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第10条第1項及び第2項の規定を準用する。

2 第9条の許可を受けた者が第7条第2項、第25条又は第27条の規定による命令に従って、当該許可に係る第11条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第10条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 変更の内容及びその理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

4 第1項の許可を受けようとする者は、第9条の許可に係る小規模埋立て等を施工する期間を変更する場合にあっては、当該期間が満了する日から起算して1年を超えて申請することができない。ただし、同項の許可の申請が一時たい積小規模埋立て等に係るものである場合は、この限りでない。

5 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項、第25条、第27条又は第30条第1項の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

6 第1項の許可の基準については、前条の規定を準用する。

7 第9条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、第10条第1項(第1項及び第23条第1項において準用する場合を含む。)に規定する同意をした土地の所有者に通知しなければならない。

(許可の条件)

第15条 市長は、第9条、前条第1項及び第23条第1項の許可には、条件を付することができる。この場合において、その条件は、これらの許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(土砂等の搬入の届出)

第 16 条 第 9 条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

- (1) 当該土砂等が、公共事業により発生し、又は採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。
- (2) 当該土砂等が、法令に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (3) 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的とした土砂等のたい積を行う場所（当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。）から発生し、又は採取された土砂等である場合であって、当該発生場所から発生し、又は採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めたとき。

（土砂等の量の報告）

第 17 条 第 9 条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に当該許可に係る小規模埋立て等に使用された土砂等の量（当該小規模埋立て等が一時たい積である場合にあっては、搬入され、及び搬出された土砂等の量）を市長に報告しなければならない。

（地質検査の報告）

第 18 条 第 9 条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る小規模埋立て等区域の土壌についての地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

- 2 第 9 条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

（関係書類等の縦覧）

第 19 条 第 9 条の許可を受けた者は市長が指定する場所において、当該許可に係る小規模埋立て等が施工されている間、当該小規模埋立て等に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを近隣の住民その他当該小規模埋立て等について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

（標識の掲示等）

第 20 条 第 9 条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等区域における公衆の見やすい場所に、当該許可に係る小規模埋立て等が施工されている間、氏名、名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

- 2 第 9 条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等区域と当該小規模埋立て等区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(小規模埋立て等の廃止等)

第 21 条 第 9 条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等を廃止し、又は中止しようとするときは、当該小規模埋立て等の廃止又は中止後の当該小規模埋立て等による土壌の汚染又は当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 第 9 条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。小規模埋立て等を 60 日以上中止しようとするときも同様とする。

3 前項の規定による廃止の届出があったときは、第 9 条の許可は、その効力を失う。

4 市長は、第 2 項の規定による小規模埋立て等の廃止の届出があったときは、速やかに、当該小規模埋立て等について、第 1 項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

5 前項の規定により、小規模埋立て等による土壌の汚染又は小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第 2 項の廃止の届出に係る小規模埋立て等による土壌の汚染又は当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(小規模埋立て等の完了等)

第 22 条 第 9 条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等を完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る小規模埋立て等による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る小規模埋立て等に供する区域が第 9 条の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない

3 前項の規定により、小規模埋立て等による土壌の汚染又は小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第 1 項の規定による届出に係る小規模埋立て等に土壌の汚染又は小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(譲受け)

第 23 条 第 9 条の許可を受けた者から当該許可に係る小規模埋立て等の全部を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 譲受けの相手方の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(3) 申請者が第13条第1項第1号オに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

3 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項、第25条、第27条又は第30条第1項の規定により命令を受けた者である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

4 第1項の許可の基準については、第13条の規定（第1項第1号及び第2号に係る部分に限る。）を準用する。

5 第1項の許可を受けて小規模埋立て等を譲り受けた者は、当該小規模埋立て等に係る第9条の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を継承する。

(相続等)

第24条 第9条の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る小規模埋立て等の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により継承すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る小規模埋立て等の全部を継承した法人は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を継承する。

2 前項の規定により第9条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出るとともに、第10条第1項（第14条第1項及び前条第1項において準用する場合を含む。）に規定する同意をした土地の所有者に通知しなければならない。

(小規模埋立て等に対する措置命令)

第25条 市長は、小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、当該小規模埋立て等を行う第9条の許可を受けた者に対し、当該小規模埋立て等を停止し、又は当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じるべきことを命じることができる。

2 市長は、第9条又は第14条第1項の規定に違反して小規模埋立て等を行った者に対し、当該小規模埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じるべきことを命じることができる。

(許可の取消し等)

第26条 市長は、第9条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る小規模埋立て等の停止を命じることができる。

(1) 安全基準に適合しない土砂等を使用して、小規模埋立て等を行ったとき。

(2) 不正の手段により第9条の許可を受けたとき。

(3) 第9条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。

(4) 第10条第1項の規定により得た同意の効力が失われたとき。

(5) 第14条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないうで変更したとき。

- (6) 第 15 条の条件に違反したとき。
- (7) 第 16 条から第 20 条までの規定に違反したとき。
- (8) 第 24 条第 1 項の規定により第 9 条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第 13 条第 1 項第 1 号アからオまでのいずれかに該当するとき。
- (9) 前条第 1 項又は第 2 項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により第 9 条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る小規模埋立て等について前条第 1 項又は第 2 項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（廃止、完了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令）

第 27 条 市長は、第 21 条第 5 項、第 22 条第 3 項又は前条第 2 項の規定に違反した者に対し、その小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じるべきことを命じることができる。

（関係書類等の保存）

第 28 条 第 9 条の許可を受けた者は、当該小規模埋立て等について第 21 条第 2 項の規定による廃止の届出若しくは第 21 条第 1 項の規定による完了の届出をした日又は第 26 条第 1 項の規定による第 9 条の許可の取消しの通知を受けた日から 5 年間、当該小規模埋立て等に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

（小規模埋立て等に係る土地所有者の義務）

第 29 条 土地の所有者は、第 10 条第 1 項（第 14 条第 1 項及び第 23 条第 1 項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）に規定する同意をしようとするときは、当該同意に係る小規模埋立て等が一時たい積小規模埋立て等以外の小規模埋立て等である場合にあっては当該小規模埋立て等が完了した後の土地の利用計画を踏まえて第 11 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる事項を、当該小規模埋立て等が一時たい積小規模埋立て等である場合にあっては同条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項を確認しなければならない。

2 第 10 条第 1 項に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模埋立て等による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該小規模埋立て等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該小規模埋立て等の施工の状況を把握しなければならない。

3 第 10 条第 1 項に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模埋立て等により土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該小規模埋立て等を行う者に対し当該小規模埋立て等の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講じるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

（小規模埋立て等に係る土地所有者に対する措置命令）

第 30 条 市長は、小規模埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該小規模埋立て等に係る第 10 条第 1 項に規定する同意をした土地の所有者に対し、当該小規模埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適

合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講じるべきことを命じることができる。

2 市長は、小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第 25 条第 1 項に定めるもののほか、当該小規模埋立て等に係る第 10 条第 1 項に規定する同意をした土地の所有者に対し、当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じるべきことを命じることができる。

(報告の徴収)

第 31 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第 32 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により、立入検査等をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があった場合は、これを提示しなければならない。

(手数料)

第 33 条 第 9 条、第 14 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の許可を受けようとする者は、匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例(平成 18 年匝瑳市条例第 51 号)の定めるところにより手数料を納付しなければならない。

(委任)

第 34 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 35 条 次の各号にいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 7 条第 2 項、第 25 条第 1 項若しくは第 2 項、第 26 条第 1 項、第 27 条又は第 30 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令に違反した者

(2) 第 9 条、第 14 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の規定に違反して小規模埋立て等を行った者

第 36 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 16 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 17 条、第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 31 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第 32 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 14 条第 8 項、第 21 条第 2 項、第 22 条第 1 項又は第 24 条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 28 条第 1 項の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった者

(両罰規定)

第 38 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに合併前の八日市場市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 9 年八日市場市条例第 13 号）又は野栄町土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 10 年野栄町条例第 2 号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに合併前の条例に基づき合併前の旧八日市場市長又は旧野栄町長が行った命令については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則（平成 18 年 1 月 23 日規則第 123 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（平成 18 年条例第 100 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業の一体性）

第 2 条 条例第 2 条第 2 項の規定で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）土砂等の埋立て等に供する区域
- （2）土砂等の埋立て等の着手時期
- （3）土砂等の埋立て等を行う者
- （4）土砂等の埋立て等に供する区域の土地の所有者

2 条例第 2 条第 2 項の一体性を有すると認められるときは、次の各号に掲げる事項が当該各号に定める要件に該当するときとする。

- （1）前項第 1 号に掲げる事項 隣接していること
- （2）前項第 2 号に掲げる事項 後に施工する土砂等の埋立て等の着手の日が、先に施工した土砂等の埋立て等の着手の日から 3 年を経過する日前であること。
- （3）前項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項と同一であること。

（公共的団体等の範囲）

第 3 条 条例第 9 条第 1 号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- （1）独立行政法人森林総合研究所（独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成 20 年法律第 8 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、同法による廃止前の独立行政法人緑資源機構から承継した権利及び義務に基づき小規模埋立て等を行う場合に限る。）、独立行政法人水資源機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、日本郵政公社、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人雇用・能力開発機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
- （2）地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- （3）地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に基づき設立された地方道路公社
- （4）公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 10 条第 1 項の規定により設立された土地開発公社
- （5）土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 10 条第 1 項の規定により認可された土地改良区
- （6）土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 14 条第 1 項の規定により認可された土地区画整理組合
- （7）地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準じるものの 2 分の 1 以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者

- 2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（適用除外）

第4条 条例第9条第3号に規定する事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 農地において、土壌改良を目的とする土地改良事業であつて、当該事業による土壌の汚染及び崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないもの
- (2) 農地において、均平を目的とした土地改良事業であつて、当該事業による土壌の汚染及び崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に市長が認める事業
（土地所有者等の同意）

5条 条例第10条第1項（条例第14条第1項及び条例第23条第1項において準用する場合を含む。）の規定による同意は、条例第9条の許可の申請が、条例第11条第1項の規定によるものである場合にあっては小規模埋立て等区域内土地使用同意書（第2号様式）により、同条第2項の規定によるものである場合にあっては小規模埋立て等（一時たい積小規模埋立て等）区域内土地使用同意書（第3号様式）によらなければならない。

- 2 条例第10条第2項（条例第14条第1項及び条例第23条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する小規模埋立て等の施工の妨げとなる権利を有する者は、小規模埋立て等区域内の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する者とする。

- 3 条例第10条第2項の同意は、小規模埋立て等区域内施工同意書（第4号様式）によらなければならない。

（許可の申請）

第6条 条例第11条第1項に規定する申請書は、小規模埋立て等事業許可申請書（第5号様式）とする。

- 2 条例第11条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、法人登記事項証明書）
- (2) 申請者が条例第13条第1項第1号オに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合には、その法定代理人の住民票の写し
- (3) 小規模埋立て等に供する区域（以下「小規模埋立て等区域」という。）の位置図及び付近の見取図
- (4) 小規模埋立て等区域の平面図及び断面図（小規模埋立て等の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）
- (5) 小規模埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (6) 小規模埋立て等に使用される土砂等の予定量の計算書
- (7) 土質試験等に基づき小規模埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面
- (8) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図
- (9) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (10) 小規模埋立て等が別表第1に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該

当することを証する書面

- (11) 前条第 1 項の小規模埋立て等区域内土地使用同意書、同条第 3 項の小規模埋立て等区域内施工同意書及び印鑑登録証明書
 - (12) 隣地土地所有者の同意書
 - (13) 小規模埋立て等の事業計画内容について、小規模埋立て等区域の所在する地域の住民及び隣接地の土地所有者に対して説明会を行ったことを証する書面
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- 3 条例第 11 条第 1 項第 8 号の規則で定める事項は、申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所とする。
- 4 条例第 11 条第 2 項に規定する申請書は、小規模埋立て等(一時たい積小規模埋立て等)許可申請書(第 6 号様式)とする。
- 5 条例第 11 条第 2 項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。
- (1) 第 2 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号、第 10 号、第 12 号及び第 13 号に掲げる書類及び図面
 - (2) 小規模埋立て等区域の平面図及び断面図(土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。)
 - (3) 前条第 1 項の小規模埋立て等(一時たい積小規模埋立て等)区域内土地使用同意書、同条第 3 項の小規模埋立て等区域内施工同意書及び印鑑登録証明書
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- 6 条例第 11 条第 2 項第 5 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所
 - (2) 小規模埋立て等の施工期間
- 7 第 2 項及び第 5 項の規定にかかわらず、小規模埋め立て等区域の面積が 1,000 平方メートル以下で次の各号のいずれかに該当する事業又は市長が特に認める場合は、第 2 項第 12 号及び第 13 号並びに第 5 項第 4 号に規定する書類の添付を省略することができる。
- (1) 自らの耕作の用に供するため、所有者その他耕作に関する権限を有する者が当該権限を有する農地に自ら山砂で客土する事業
 - (2) 宅地内の雨水排水対策のため、自ら住居の用に供している土地に山砂で客土する事業
 - (3) 国又は地方公共団体の補助を受けて行う事業
(構造上の基準)

第 7 条 条例第 13 条第 1 項第 4 号の規則で定める構造上の基準は、別表第 2 に定めるとおりとする。

2 条例第 13 条第 2 項第 1 号の規則で定める構造上の基準は、別表第 3 に定めるとおりとする。

(構造上の基準に係る適用除外)

第 8 条 条例第 13 条第 3 項の規則で定めるものは、別表第 1 に掲げる行為とする。

(変更の許可の申請等)

第 9 条 条例第 14 条第 1 項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名又は住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏

名)の変更

(2) 法定代理人の氏名又は住所の変更

(3) 小規模埋立て等に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）

(4) 小規模埋立て等に使用される土砂等の搬入計画の変更

2 条例第14条第3項に規定する申請書は、小規模埋立て等事業変更許可申請書（第7号様式）とする。

3 条例第14条第3項の規則で定める書類及び図面は、第6条第2項各号（第11号及び第12号を除く。）及び第5項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面とする。

4 条例第14条第7項の規定による市長への届出は小規模埋立て等軽微変更届（第8号様式）を、同項の規定による土地の所有者への通知は小規模埋立て等軽微変更通知書（第9号様式）を提出して行わなければならない。

（土砂等の搬入の届出）

第10条 条例第16条の規定による届出は、土砂等の搬入量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（第10号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第16条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（第11号様式）とする。

3 条例第16条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第4の左欄に掲げる物質ごとに、同表の右欄に定める測定方法により行われなければならない。

5 条例第16条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書（第12号様式）とする。

（土砂等の量の報告）

第11条 条例第17条の規定による報告は、小規模埋立て等を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から7日以内（小規模埋立て等を中止しようとするとき（当該中止をしようとする期間が2月以上であるときに限る。次項において同じ。）は当該中止をしようとする期間の開始の日から7日以内、小規模埋立て等を廃止し、又は完了したときは条例第21条第2項又は条例第22条第1項の規定による届出の時）に、小規模埋立て等状況報告書（第13号様式）を提出して行わなければならない。

2 小規模埋立て等が一時たい積小規模埋立て等である場合にあっては、条例第17条の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、小規模埋立て等を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から7日以内（小規模埋立て等の中止をしようとするときは当該中止をしようとする期間の開始の日から7日以内、小規模埋立て等を廃止し、又は完了したときは、条例第21条第2項又は条例第22条第1項の規定による届出の時）に、小規模埋立て等（一時たい積小規模埋立て等）状況報告書（第14号様式）を提出して行わなければならない。

ならない。

(地質検査)

第 12 条 条例第 18 条第 1 項の規定による地質検査は、小規模埋立て等を開始した日から 6 月ごと (条例第 21 条第 2 項の規定による廃止の届出又は条例第 22 条第 1 項の規定による完了の届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日まで) に、市長の指定する職員の立会の上、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 地質検査は、小規模埋立て等区域を一の区域として行うこと。ただし、市長が必要と認めるときは、小規模埋立て等区域を 2 以上の区域に区分して行うこと。
- (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、小規模埋め立て等区域 (前号の規定により小規模埋立て等区域を区分した場合にあつては、当該区分された区域) の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点から 5 メートルから 10 メートルまでの 4 地点 (当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点と当該区域の境界の中間の 4 地点) の土壌について行うこと。
- (3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、混合すること。ただし、第 1 号の規定により小規模埋立て等区域を区分した場合にあつては、区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに 1 試料とすること。
- (4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ、別表第 4 の左欄に掲げる物質ごとに、同表の右欄に定める測定方法により行うこと。

2 小規模埋立て等が一時たい積小規模埋め立て等である場合にあつては、条例第 18 条第 1 項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模埋立て等を開始した日から 3 月ごとに当該 3 月を経過した日から 7 日以内 (小規模埋立て等の中止をしようとするときは当該中止をしようとする期間の開始の日から 7 日以内、小規模埋立て等を廃止し、又は完了したときは条例第 21 条第 2 項又は条例第 22 条第 1 項の規定による届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日まで) に、市長の指定する職員の立会の上、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でたい積されている場合にあつては、地質検査は省略することができる。

(地質検査の報告)

第 13 条 条例第 18 条第 1 項の規定による地質検査の報告は、小規模埋立て等を開始した日から 6 月ごとに当該 6 月を経過した日から 7 日以内 (条例第 21 条第 2 項又は条例第 22 条第 1 項の規定による届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日まで) に、小規模埋立て等地質検査報告書 (第 15 号様式) に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真
- (2) 前条の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析 (濃度) 結果証明書

2 小規模埋立て等が一時たい積小規模埋立て等である場合にあつては、条例第 18 条第 1 項の規定による報告は、前条の規定にかかわらず、小規模埋立て等の事業を開始した日から 3 月ごとに当該 3 月を経過した日から 7 日以内 (条例第 21 条第 2 項又は条例第 22 条第 1

項の規定による届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日まで)に、小規模埋立て等
地質検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(標識)

第 14 条 条例第 20 条第 1 項に規定する標識の様式は、土砂等の埋立て等に関する標識 (第 16 号様式) とする。

2 条例第 20 条第 1 項に規定する標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 小規模埋立て等の許可の年月日及びその番号
- (2) 小規模埋立て等の目的
- (3) 小規模埋立て等区域の所在地
- (4) 小規模埋め立て等を行う者の住所及び氏名 (法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) 並びに連絡先の電話番号
- (5) 小規模埋立て等の許可の期間
- (6) 小規模埋立て等の施工期間
- (7) 小規模埋立て等区域の面積
- (8) 小規模埋立て等に使用される土砂等の発生場所及び搬入予定量 (一時たい積小規模埋立て等
にあっては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量)
- (9) 小規模埋立て等区域の見取図
(小規模埋立て等の廃止等に係る届出)

第 15 条 条例第 21 条第 2 項の規定による届出は、小規模埋立て等廃止 (中止) 届 (第 17 号様式) を提出して行わなければならない。

(小規模埋立て等の完了に係る届出)

第 16 条 条例第 22 条第 1 項の規定による届出は、小規模埋立て等完了届 (第 18 号様式) を提出して行わなければならない。

(譲受けの許可の申請)

第 17 条 条例第 23 条第 2 項の規定する申請書は、小規模埋立て等譲受け許可申請書 (第 19 号様式) とする。

2 条例第 23 条第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し (申請者が法人の場合にあっては法人登記事項証明)
- (2) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
- (3) 小規模埋立て等の位置図及び付近の見取図
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

3 条例第 23 条第 2 項第 4 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 譲り受けようとする小規模埋立て等に係る許可の年月日及びその番号
- (2) 譲り受けようとする小規模埋立て等の許可の期間
- (3) 小規模埋立て等の位置
- (4) 譲受けの理由
(相続等の届出)

第 18 条 条例第 24 条第 2 項の規定による市長への届出は小規模埋立て等相続等届 (第 20 号様式) を、同項の規定による土地の所有者への通知は小規模埋立て等相続等通知書 (第 21 号様式) を提出して行わなければならない。

(土地所有者による小規模埋立て等の施工状況の把握)

第 19 条 条例第 29 条第 2 項の規定による小規模埋立て等の施工の状況の把握は、当該施工に係る小規模埋立て等区域において、毎月 1 回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該小規模埋立て等区域において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか、及びこれらのおそれがないかどうかを自ら確認することにより行わなければならない。ただし、当該小規模埋立て等区域において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

(身分を示す証票)

第 20 条 条例第 33 条第 2 項に規定する証票は、身分証明書（第 22 号様式）とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに合併前の八日市場市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成 10 年八日市場市規則第 10 号）又は野栄町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成 10 年野栄町規則第 9 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 18 年 11 月 24 日規則第 222 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 6 条第 7 項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 18 年匝瑳市条例第 100 号）第 11 条の申請書を市長に提出する者から適用し、施行日前に同条の申請書を市長に提出した者については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 11 月 1 日規則第 53 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 8 月 29 日規則第 52 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 21 日規則第 34 号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この規則による改正前の規則の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第6条、第8条関係）

- 1 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 3 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業
- 4 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- 5 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 6 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条、第34条第2項及び第44条において準用する第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 7 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占有の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 8 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 9 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占有の許可を要する行為
- 10 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 11 自然公園法（昭和32年法律第161号）第13条第3項の規定による特別地域内及び同法第14条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 12 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 13 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条の規定による許可を要する宅地造成
- 14 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占有の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 15 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
- 16 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 17 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険地区内における許可を要する行為
- 18 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の15第1項の規

定による農用地区域内における許可を要する行為

- 19 都市緑地保全法（昭和 48 年法律第 72 号）第 5 条第 1 項の規定による緑地保全地区内における許可を要する行為
- 20 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 8 条第 1 項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 21 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第 7 条第 1 項及び第 67 条第 1 項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 22 千葉県立自然公園条例（昭和 35 年千葉県条例第 15 号）第 12 条第 1 項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 23 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 44 年千葉県条例第 50 号）第 7 条第 1 項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業等
- 24 千葉県風致地区条例（昭和 45 年千葉県条例第 6 号）第 2 条第 1 項の規定による風致地区内における許可を要する行為
- 25 千葉県自然環境保全条例（昭和 48 年千葉県条例第 1 号）第 9 条第 4 項の規定による特別地区内における許可を要する行為
- 26 千葉県港湾管理条例（昭和 51 年千葉県条例第 45 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為

別表第 2 (第 7 条関係)

- 1 小規模埋立て等区域の地盤にすべりやすい土質の層がある時は、その地盤に滑りが生じないように杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地に小規模埋立て等を行う場合にあつては、埋立てを行う前の地盤と小規模埋立て等に使用された土砂等とが接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が施されていること。
- 3 小規模埋立て等の高さ（小規模埋立て等により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）のこう配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該小規模埋立て等の高さの欄及び当該のり面のこう配の欄に定めるものであること。

土 砂 等 の 区 分		埋立て等の高さ	のり面のこう配
砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	土質試験等に基づき小規模埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合	安全が確保される高さ
		その他	10メートル以下
	その他	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル（小規模埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあつては、1.5メートル）以上のこう配
その他		安定計算を行い、安全が確保される高さ	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上のこう配
			安定計算を行い安全が確保されるこう配

- 4 擁壁を用いる場合の擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号第 6 条から第 10 条までの規定に適合すること。
- 5 小規模埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあつては、必要に応じ、のり面の途中に小規模埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝等の施設が設置されていること。

- 6 小規模埋立て等の完了後の地盤に雨水その他の浸透水によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固め等の措置が講じられていること。
- 7 のり面は、石張り、芝張りモルタルの吹き付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられるものであること。
- 8 主規模埋立て等区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第3（第7条関係）

- 1 一時たい積小規模埋め立て等が行われる区域の隣接地とたい積を行う場所との間に、2メートル以上の幅の保安地帯が設置されていること。
- 2 土砂等の堆積が最大となった場合の当該たい積の高さ（のり面の最下部と最上部との高低差をいう。）が5メートル以下であること。
- 3 土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積によるのり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。

別表第4（第10条、第14条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本工業規格 K0102（以下「規格」という。）55に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	K102 規格 38 に定める方法（K0102 規格 38.1.1 に定める方法を除く。）
有機磷	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（以下「検定方法」という。）付表1に掲げる方法又はK0102規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、検定方法付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下	K0102 規格 54 に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05 ミリグラム以下	K0102 規格 65.2 に定める方法
砒素	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、K0102 規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005 ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中検出されないこと。	環境基準付表2及び検定方法付表3に掲げる方法
PCB	検液中検出されないこと。	環境基準付表3に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125 グラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125（以下「K0125 規格」という。）5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002 ミリグラム以下	K0125 規格の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法

1. 1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	K0125 規格の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	K0125 規格の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1. 1. 1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	K0125 規格の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1. 1. 2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	K0125 規格の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下	K0125 規格の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	K0125 規格の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1. 3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	K0125 規格の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チラウム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	環境基準付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	環境基準付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	環境基準付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	K0125 規格の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	K0125 規格の 67.2 又は 67.3 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	K0102 規格の 34.1 に定める方法又は環境基準付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	K0102 規格の 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は環境基準付表 7 に掲げる方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、土壌の汚染に係る環境基準（平成 3 年環境庁告示第 46 号）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 公共事業（条例第 9 条第 1 号に規定する公共事業をいう。）のうち市長が別に定める種類の事業による土砂等の埋立て等が行われる場合であつて、当該土砂等の埋立て等が行われている間及び当該土砂等の埋立て等が完了した後において地下水の汚染の防止を図る上で必要な管理が行われるものとして、事前に市長の承認を受けたときの当該土砂等の埋立て等に使用される土砂等の砒素、ふっ素及びほう素に係る中欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液 1 リットルにつき 0.03 ミリグラム、2.4 ミリグラム及び 3 ミリグラムとする。

- 3 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

第1号様式（第3条関係）

公共的団体認定申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

⑩

電話番号

担当者名

匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、公共的団体の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準じるものの出資の総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1) 出資総額 円（ 年 月 日現在）

(2) 地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出資金額
	円
	円
	円
合計	円

2 埋立て等に係る事業の実績

添付書類

- 1 定款又は寄附行為
- 2 登記事項証明書
- 3 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

第2号様式（第5条関係）

小規模埋立て等区域内土地使用同意書

小規模埋立て等許可申請者（ ）の施工に係る土砂等の小規模埋立て等については、異議がないので、下記の土地の使用について同意します。

記

所在及び地番	地目	地積（登記簿）	摘要

また、同意の前提として、次の事項について、小規模埋立て等許可申請者から、年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 小規模埋立て等を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 2 小規模埋立て等区域の位置及び面積
- 3 小規模埋立て等に使用される土砂等の量
- 4 小規模埋立て等を施工する期間
- 5 小規模埋立て等が完了した場合の小規模埋立て等区域の構造
- 6 小規模埋立て等に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
- 7 小規模埋立て等が施工されている間において、小規模埋立て等区域以外の地域への当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- 8 土地所有者の義務及び土地所有者に対する措置命令に関する事項

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

Ⓜ

備考

同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

第3号様式（第5条関係）

小規模埋立て等（一時たい積小規模埋立て等）区域内土地使用同意書

小規模埋立て等許可申請者（ ）の施工に係る土砂等の一時たい積小規模埋立て等については、異議がないので、下記の土地の使用について同意します。

記

所在及び地番	地目	地積（登記簿）	摘要

また、同意の前提として、次の事項について、小規模埋立て等（一時たい積小規模埋立て等）許可申請者から、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 小規模埋立て等を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 2 小規模埋立て等区域の位置及び面積
- 3 年間の小規模埋立て等に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量並びにその予定搬出先
- 4 小規模埋立て等を施工する期間
- 5 小規模埋立て等に供する施設及び土砂等のたい積の構造
- 6 小規模埋立て等に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置
- 7 土地所有者の義務及び土地所有者に対する措置命令に関する事項

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

Ⓜ

備考

同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

第4号様式（第5条関係）

小規模埋立て等区域内施工同意書

次の土地における小規模埋立て等許可申請者（ ）の施工に係る土砂等の（埋立て等、一時たい積）小規模埋立て等については、異議がないので、その施工に同意します。

また、同意の前提として、 年 月 日に、小規模埋立て等許可申請者から事業の説明を受け、その内容を確認しました。

年 月 日

権利者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

㊞

所在及び地番	地目	地積（登記簿）	摘要

第5号様式（第6条関係）

（表）
小規模埋立て等許可申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

⑩

電話番号

担当者名

匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第11条第1項の規定により、小規模埋立て等の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて下記のとおり申請します。

記

小規模埋立て等区域の位置及び面積	地番ほか 筆	小規模埋立て等区域の面積(実測) m ²
小規模埋立て等に使用される土砂等の量及び小規模埋立て等を施工する期間	土砂等の量 年 月 日 ~	m ³ 年 月 日
小規模埋立て等が完了した場合の小規模埋立て等区域の構造	別添図面 のとおり	
小規模埋立て等に使用される土砂等の搬入計画に関する事項	別紙のとおり	
法定代理人の氏名及び住所		
小規模埋立て等が施工されている間において、小規模埋立て等区域以外の地域への当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置	別添施工図面のとおり	

(裏)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 住民票の写し（申請者が法人の場合にあつては、法人登記事項証明書）2 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し3 小規模埋め立て等区域の位置図及び付近の見取図4 小規模埋立て等区域の平面図及び断面図（小規模埋立て等の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）5 小規模埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し6 小規模埋立て等に使用される土砂等の予定量の計算書7 土質試験等に基づき小規模埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面8 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図9 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書10 小規模埋立て等の事業が規則別表第1に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面11 小規模埋立て等区域内土地使用同意書、小規模埋立て等区域内施工同意書及び印鑑登録証明書12 隣接土地所有者の同意書13 小規模埋立て等の事業計画内容について、小規模埋立て等区域の所在する地域の住民及び隣接地の土地所有者に対して説明会を行ったことを証する書面14 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
------------------	---

別紙

小規模埋立て等に使用される土砂等の搬入計画に関する事項

発生場所・発生 元事業者名	搬入計画					
	予定量 m ³	最大日量 m ³	搬入期間	搬入時間	搬入土砂 等の区分	備考

備考

搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

第6号様式（第6条関係）

（表）

小規模埋立て等（一時たい積小規模埋め立て等）許可申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

⑩

電話番号

担当者名

匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第11条第2項の規定により、小規模埋立て等の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて下記のとおり申請します。

記

小規模埋立て等区域の位置及び面積	地番ほか	筆	小規模埋立て等区域の面積 (実測) m ³	
小規模埋立て等に使用される土砂等の搬入及び搬出予定量	年間の搬入予定量	m ³	1日平均	m ³
	年間の搬出予定量	m ³	1日平均	m ³
小規模埋立て等の施工期間	年 月 日 ~		年 月 日	
小規模埋立て等に使用される土砂等のたい積の構造			別添図面 のとおり	
小規模埋立て等に使用される土砂等について、土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置 別添施工図面のとおりに				
法定代理人の氏名及び住所				

(裏)

添 付 書 類	1	住民票の写し（申請者が法人の場合にあつては、法人登記事項証明書）
	2	申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
	3	小規模埋立て等区域の位置図及び付近の見取図
	4	小規模埋立て等区域の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）
	5	小規模埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
	6	小規模埋立て等が規則別表第1に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面
	7	小規模埋立て等（一時たい積小規模埋立て等）区域内土地使用同意書、小規模埋立て等区域内施工同意書及び印鑑登録証明書
	8	隣接土地所有者の同意書
	9	小規模埋立て等の事業計画内容について、小規模埋立て等区域の所在する地域の住民及び隣接地の土地所有者に対して説明会を行ったことを証する書面
	10	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

第7号様式（第9条関係）

（表）

小規模埋立て等変更許可申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

⑩

電話番号

担当者名

年 月 日付け第 号で許可を受けた事項について変更したいので、匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第14条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて下記のとおり申請します。

記

	変更後	変更前
変更した事項の内容		
変更の理由		

(裏)

添 付 書 類	次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。
	1 小規模埋め立て等区域の位置図及び付近の見取図
	2 小規模埋立て等区域の平面図及び断面図（小規模埋立て等の施工の前後の構造が確認できるもの限り、一時たい積小規模埋立て等の場合にあつては、土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）
	3 小規模埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
	4 土質試験等に基づき小規模埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面
	5 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図
	6 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
	7 小規模埋立て等が規則別表第1に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面
	8 小規模埋立て等区域内土地使用同意書、小規模埋立て等区域内施工同意書及び印鑑登録証明書
	9 隣接土地所有者の同意書
	10 小規模埋立て等の事業計画内容について、小規模埋め立て等区域の所在する地域の住民及び隣接地の土地所有者に対して説明会を行ったことを証する書面
	11 全各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

小規模埋立て等軽微変更届

年 月 日

匝瑳市長 あて

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

⑩

電話番号

担当者名

年 月 日付け第 号で許可を受けた事項について軽微な変更をしたので、匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第14条第7項の規定により、下記のとおり届出します。

記

- 1 小規模埋立て等の位置
- 2 小規模埋立て等の許可の期間 年 月 日～ 年 月 日
- 3 軽微な変更の内容

	変 更 後	変 更 前
住 所 （ 所 在 地 ）		
氏 名 （ 名 称 ）		
法 人 の 代 表 者		
法定代理人の氏名及び住所		
小規模埋立て等のに使用される土砂等の量（一時たい積小規模埋立て等の場合は搬入、搬出の予定量）		
小規模埋立て等に使用される土砂等の搬入計画		
変 更 の 理 由		

備 考

- 1 住所又は氏名の変更の場合にあっては住民票又は戸籍抄本を、法人の所在地、名称又は代表者の変更の場合にあっては法人登記事項証明書を添付すること。
- 2 土地所有者への通知書及び許可書の写し並びに位置図及び付近の見取図を添付すること。
- 3 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写しを添付すること。
- 4 その他の市長が必要と認める書類又は図面を添付すること。

第9号様式（第9条関係）

小規模埋立て等軽微変更通知書

年 月 日

土地所有者 様

事業者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

⑩

電話番号

担当者名

年 月 日付け第 号で許可を受けた事項について軽微な変更をしたので、匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第14条第7項の規定により、下記のとおり通知します。

記

	変更後	変更前
住所（所在地）		
氏名（名称）		
法人の代表者		
法定代理人の氏名及び住所		
小規模埋立て等のに使用される土砂等の量（一時たい積小規模埋立て等の場合は搬入、搬出の予定量）		
小規模埋立て等に使用される土砂等の搬入計画		
変更の理由		

第 10 号様式（第 10 条関係）

土砂等搬入届

年 月 日

匝瑳市長 あて

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊟

電話番号

担当者名

年 月 日付け第 号で許可を受けた小規模埋立て等について土砂等を搬入したいので、匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 16 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届出します。

記

1 土砂等の発生場所並びに発生元事業者名及び連絡先

発生場所：

発生元事業者名：

電話：

2 地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の発生場所の平面図及び土砂等の発生場所の現場写真 別添のとおり

3 土砂等の発生場所の工事名等：

4 土砂等の搬入予定量 m^3 うち今回の搬入量 m^3

5 土砂等の搬入期間 年 月 日～ 年 月 日

6 土砂等の運搬事業者名（すべて記載のこと。）

7 小規模埋立て等に係る区分及び場所

区分： 埋立て等 ・ 一時たい積

場所：

8 小規模埋立て等の許可の期間

年 月 日～ 年 月 日

第 11 号様式（第 10 条関係）

土砂等発生元証明書

年 月 日

小規模埋立て等事業者 様

発生元事業者 住 所

事業者名

代表者又は現場責任者 ㊞

電話番号

搬出する土砂等が下記の工事現場から発生し、又は採取された土砂であることを下記のとおり証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物ではありません。

記

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
発 注 者	
工 事 施 工 期 間	
当 該 工 事 に 係 る 土 砂 等 発 生 総 量	m ³ （うち搬出契約量 m ³ ）
今 回 の 証 明 に 係 る 土 砂 等 の 量	m ³ （5,000 m ³ 以内）
発生土砂の地質分析（濃度）結果証明書の有無	
発生土砂等の区分	
発生土砂等運搬 契約者名	住所 氏名 住所 氏名
発生土砂等埋立て 事業者名	（一時たい積 住所 小規模埋立て等） 氏名 （埋立て等の事業場） 住所 氏名

備 考

発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第 1 に規定する区分を記載すること。

小規模埋立て等状況報告書

年 月 日

匝瑳市長 あて

報告者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊞

電話番号

担当者名

匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 17 条の規定により、小規模埋立て等の状況を下記のとおり報告します。

記

小規模埋立て等の許可 及び小規模埋立て等区 域の位置	許可年月日及び番号： 年 月 日 第 号 許可の期間： 年 月 日～ 年 月 日 位置：				
小規模埋立て等区域の 面積	m ² (うち今回実施済面積 m ²) (実施済面積 m ²)				
小規模埋立て等に使用 される土砂等の量	m ³ (うち今回実施済量 m ³) (実施済量 m ³)				
今回の報告に係る期間	年 月 日～ 年 月 日				
発生場所・工事名等	搬入予定量 m ³	前回累計量 m ³	今回報告量 m ³	累計量 m ³	備 考

第 14 号様式(第 11 条関係)

小規模埋立て等（一時たい積小規模埋立て等）状況報告書

年 月 日

匝瑳市長 あて

報告者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊟

電話番号

担当者名

匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 17 条の規定により、小規模埋立て等の状況を下記のとおり報告します。

記

小規模埋立て等の許可 及び小規模埋立て等区 域の位置	許可年月日及び番号： 年 月 日 第 号				
	許可の期間： 年 月 日～ 年 月 日				
	位置：				
発生場所・工事名等	前回までの 処分残量 m^3	月 日～ 月 日		たい積場 所区分の 有無	備 考
		搬入量 m^3	搬出量 m^3		
合 計					

第 15 号様式 (第 13 条関係)

小規模埋立て等地質検査報告書

年 月 日

匝瑳市長 あて

報告者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

⑩

電話番号

担当者名

匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 18 条第 1 項の規定により、地質の検査結果を下記のとおり報告します。

記

小規模埋立て等の 許可及び小規模埋立 て等区域の位置	許可年月日及び番号： 年 月 日 第 号 許可の期間： 年 月 日～ 年 月 日 位置：
土砂等の採取場所	別添図面及び現場写真のとおり
地質分析結果証明書	別添 のとおり

添付資料

検査試料採取調書

第 16 号様式 (第 14 条関係)

← 120 センチメートル以上 →

↑ 60 センチメートル以上	土砂等の埋立て等に関する標識	
	小規模埋立て等の許可	年 月 日 第 号
	小規模埋立て等の目的	
	小規模埋立て等区域の所在地	
	小規模埋立て等を行う者の住所、氏名及び連絡先	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
		氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
		連絡先
	小規模埋立て等の許可期間	年 月 日～ 年 月 日
	小規模埋立て等の施工期間	年 月 日～ 年 月 日
	小規模埋立て等区域の面積	
土砂等の発生場所及び搬入予定量(一時たい積小規模埋立て等の場合は、土砂等の年間の搬入及び搬出予定量)		
↓	小規模埋立て等区域の見取図	

	↑	
	50 センチメートル以上	
	↓	

第 17 号様式(第 15 条関係)

小規模埋立て等廃止（中止）届

年 月 日

匝瑳市長 あて

届出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊞

電話番号

担当者名

小規模埋立て等を廃止（中止）したいので、匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 21 条第 2 項の規定により、下記のとおり届出します。

記

小規模埋立て等の許可及び小規模埋立て等区域の位置	年 月 日 第 号 位置：
小規模埋立て等の許可の期間及び廃止の期日（中止期間）	許可の期間 年 月 日～ 年 月 日 廃止の期日 年 月 日 （中止期間 年 月 日～ 年 月 日）
小規模埋立て等を廃止（中止）した場合の小規模埋立て等区域の構造	別添図面のとおり
小規模埋立て等を廃止（中止）しようとする場合の工程	別紙のとおり
小規模埋立て等を廃止（中止）した場合の小規模埋立て等区域以外の地域への当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置	別添施工図面のとおり
一時たい積小規模埋立て等の小規模埋立て等区域の面積のうち土砂等がたい積されている面積	m ²

備 考

小規模埋立て等区域の現状における現場写真を添付すること。

別紙

小規模埋立て等工程表

土壌の汚染及び土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置の内容又は工法・工種	年							
	月							

小規模埋立て等完了届

年 月 日

匝瑳市長 あて

届出者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊞

電話番号

担当者名

小規模埋立て等が完了したので、匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 22 条第 1 項の規定により、下記のとおり届出します。

記

小規模埋立て等の許可及び小規模埋立て等区域の位置	位置： 年 月 日 第 号
小規模埋立て等の許可の期間及び完了期日	許可の期間 年 月 日～ 年 月 日 完了期日 年 月 日
完了した小規模埋立て等の区域の構造	別添図面のとおり

第 19 号様式(第 17 条関係)

小規模埋立て等譲受け許可申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊞

電話番号

担当者名

匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 23 条第 2 項の規定により、小規模埋立て等の全部の譲受けの許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

小規模埋立て等の許可及び小規模埋立て等区域の位置	年 月 日 第 号 許可の期間： 年 月 日～ 年 月 日 位置：
譲受けの相手方の氏名及び住所	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
法定代理人の氏名及び住所	
譲受けの理由	
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民票の写し (法人の場合にあつては、法人登記事項証明書) 2 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し 3 小規模埋立て等の位置図及び付近の見取図 4 小規模埋立て等区域内土地使用同意書 (一時たい積小規模埋立て等の場合にあつては、小規模埋立て等 (一時たい積小規模埋立て等) 区域内土地使用同意書) 及び小規模埋立て等区域内施工同意書 5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

第 20 号様式(第 18 条関係)

小規模埋立て等相続等届

年 月 日

匝瑳市長 あて

届出者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊟

電話番号

担当者名

匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 9 条等の許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第 24 条第 2 項の規定により、下記のとおり届出します。

記

小規模埋立て等の 許可及び小規模埋 立て等区域の位置	年 月 日 第 号 許可の期間： 年 月 日～ 年 月 日 位置：
承継前の小規模埋 立て等の事業者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
法定代理人の氏名 及 び 住 所	
承 継 年 月 日	年 月 日
承 継 の 理 由	

備 考

- 1 承継を証する書面を添付すること。
- 2 届出者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写しを添付すること。

第 21 号様式（第 18 条関係）

小規模埋立て等相続等通知書

年 月 日

土地所有者 様

事業者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

⑩

電話番号

担当者名

年 月 日付け第 号で許可を受けた小規模埋立て等について、当該許可を受けた者の地位を承継したので、匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 24 号第 2 項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 承継前の小規模埋立て等の事業者
住所（所在地）：
氏名（名称及び代表者の氏名）：

- 2 継承年月日
年 月 日

- 3 承継の理由

第 22 号様式（第 20 条関係）

（表）

第	号				年	月	日
			身分証明書				
		写		職 名			
		真		氏 名			
					年	月	日生
<p>上記の者は、匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 32 条第 2 項の規定により、立入検査等を行う者であることを証明する。</p>							
匝瑳市長							印

（裏）

<p>1 この証票を携帯する者は、匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 32 条第 2 項に規定する立入検査等を実施する者であることを証する。</p> <p>2 関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 この身分証明書は、他人に貸与してはならない。</p> <p>4 記載事項が変更になったとき、又は不要になったときは、直ちに総務課長に返納すること。</p> <p>匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 （抜粋）</p> <p>（立入検査等）</p> <p>第 3 2 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により、立入検査等をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があった場合は、これを提示しなければならない。</p>
--

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき
事項を定める省令（抜すい） （平成3年10月25日建設省令第19号）

（この省令の趣旨）

第1条 この省令は、建設業に属する事業を行う者（以下「建設工事事業者」という。）の再生資源の利用を促進するため、再生資源の利用の促進に関する法律第10条の規定に基づき、再生資源の利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第1の第1欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの（以下「それぞれ「建設発生土」「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」という。）について、建設工事事業者の建設工事に事業場（以下「工事現場」という。）での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

（再生資源の利用の原則）

第3条 建設工事事業者は、請負契約の内容及び再生資源の利用に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況及び再生資源化施設（建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。）の立地状況を勘案し、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、その利用を行なうものとする。

（建設発生土の利用）

第4条 建設工事事業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第1の上欄に掲げる区分に応じ、主として下欄に掲げる用途に利用するものとする。

2 前項の場合において、建設工事事業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物（建築物を含む。以下同じ。）の機能に支障が生じないように、適切な施工を行なうものとする。

3 建設工事事業者は、建設発生土の利用に当たって、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。

（再生資源の発生した工事現場での利用）

第7条 建設工事事業者は、適切な施工方法の選択、資材置場の確保及び施工機械（再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む。）の選択に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。

別表第 1

<p>第 1 種建設発生土（砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。）</p>	<p>工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料</p>
<p>第 2 種建設発生土（砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。）</p>	<p>土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川建堤材料 宅地造成用材料</p>
<p>第 3 種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）</p>	<p>土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料</p>
<p>第 4 種建設発生土（粘性土及びこれに準ずるもの（第 3 種建設発生土を除く。）をいう。）</p>	<p>水面埋立て用材料</p>

発生土利用基準（平成6年7月20日建設省技調発第173号）

1 目的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥（以下「発生土」という。）の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。

2 適用

本基準は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。

3 留意事項

本基準を適用し、発生土を利用するにあたっては、関係法規を遵守し、特に生活環境の保全に留意しなければならない。

4 土質区分基準

(1) 土質区分

発生土の土質区分は、原則として、コーン指数と日本統一土質分類を指標とし、表-1に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判断するものとする。

(2) 土質区分測定のための調査試験方法

土質区分測定のための指標を得る際は、表-2に示す土質区分判定のための調査試験方法を標準とする。

表－1 土質区分基準

区 分 (建設省令)	土質区分	コーン 指 数 qc *3)	日本統一土質分類		備 考 *2)	
			中分類	土 質	含水比 (地山) ω n (%)	掘削方法
第 1 種建設発生土 (砂、礫及びこれら に準ずるもの)	第 1 種発生土	—	{G}	礫	—	・排水に考慮する が、降水、浸出地 下水等により含 水比が増加する と予想される場 合は、建設省令の 1 ランク下の区 分とする。
	第 1 種改良土		(改 良 土) *6)		—	
第 2 種建設発生土 (砂質土、礫質土及 びこれらに準ずるも の)	第 2a 種発生土	8 以上	{GF}	礫質土	—	・水中掘削等によ る場合は、建設省 令の 2 ランク下 の区分とする。
	第 2b 種発生土		{SF}	砂質土(Fc=15~25%)	—	
	第 2c 種発生土			砂質土(Fc=25~50%)	30%程度以下	
	第 2 種改良土		(改 良 土)		—	
第 3 種建設発生土 (通常の施工性が確 保できる粘性土及び これに準ずるもの)	第 3a 種発生土	4 以上	{SF}	砂質土(Fc=25~50%)	30~50%程度	・水中掘削等によ る場合は、建設省 令の 2 ランク下 の区分とする。
	第 3b 種発生土		{M}, {C}	シルト、粘性土	40%程度以下	
	第 3 種改良土		{V}	火山灰質粘性土	—	
第 4 種建設発生土 (粘性土及びこれに 準ずるもの(第 3 種 発生土を除く))	第 4a 種発生土	おおむね 2 以上	{SF}	砂質土(Fc=25~50%)	—	・水中掘削等によ る場合は、建設省 令の 2 ランク下 の区分とする。
	第 4b 種発生土		{M}, {C}	シルト、粘性土	40~80%程度	
			{V}	火山灰質粘性土	—	
	第 4 種改良土		{O}	有機質土	40~80%程度	
(泥 土) *1 (浚渫土のうちおお むね qc 2 以下のも の及び建設汚泥)	泥 土 a	おおむね 2 以下	{SF}	砂質土(Fc=25~50%)	—	・水中掘削等によ る場合は、建設省 令の 2 ランク下 の区分とする。
	泥 土 b		{M}, {C}	シルト、粘性土	80%程度以上	
			{V}	火山灰質粘性土	—	
	泥 土 c		{O}	有機質土	80%程度以上	
			{Pt}	高有機質土	—	

* 1) 泥土のうち建設汚泥は、廃棄物処理法に定められた手続きが必要である。

* 2) 計画段階(掘削前)において土質区分を行う必要があり、コーン指数を求めめるために必要な試料を得られない場合には、日本統一土質分類と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の土質区分を選定し、掘削後、所定の方法でコーン指数を測定して、土質区分を決定する。

* 3) 所定方法でモールドに締固めた試料に対し、ポータブルコーンペネトロメータで測定したコーン指数

* 4) 表中の第 1 種~第 4 種改良土は、土(泥土を含む)に改良材を混合し、科学的に性状を改良したものである。例えば、第 3 種改良土は、第 4 種発生土又は泥土を安定処理し、qc 4 以上の性状に改良したものである。

* 5) 含水比低下、粒度調整など物理的な処理を行った場合には、処理後の性状で再度判定し、改良土としてではなく、発生土として土質区分を判定する。

* 6) 第 1 種改良土は、礫、砂状を呈するもの。

表－2 土質区分判定のための調査試験方法

判 定 指 標	試 験 項 目	試 験 方 法
コーン指数	締固めた土のコーン指数	JSF T 716
日本統一土質分類	土の工学的分類方法	JSF M 111
土の粒度	土の粒度試験	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205
自然含水比	土の含水比試験	JIS A 1203

* 1) 上記試験方法に準拠する。ただし、1層ごとの突き固め回数は25回とする（表－1参照）

* 2) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

宅地造成等規制法施行令（抜すい）（昭和 37 年政令第 16 号）

（定義等）

第 1 条 この政令（第 3 条を除く。、「切」において土）又は「盛土」とは、それぞれ宅地造成である切土または盛土をいう。

5 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の全面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

（擁壁）

第 5 条 切土又は盛土（第 3 条第 4 号の切土又は盛土を除く。）をした土地の部分に生ずるがけ面は、擁壁でおおわなければならない。ただし、・・・以下略

（擁壁の構造）

第 6 条 前条の規定により設置する擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間地石練積み造その他の練積み造のものとしなければならない。

（鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造）

第 7 条 第 5 条の規定により設置する鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号に該当することを確認したものでなければならない。

- (1) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
- (2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
- (3) 土圧等によって擁壁の基礎がすべらないこと。
- (4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を越えないことを確かめること。
- (2) 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安全モーメントの 3 分の 2 以下であることを確かめること。
- (3) 土圧等による擁壁の基礎のすべり出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の 3 分の 2 以下であることを確かめること。
- (4) 土圧等による擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第 2 の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
- (2) 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 90 条（表 1 を除く。）第 91 条、第 93 条及び第 94 条中長期応力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

- (3) 擁壁の基礎に地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

第8条 第5条の規定により設置する間地石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第5項に規定する擁壁の全面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。以下別表第4において同じ。）が、がけの土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。
- (2) 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利まじり砂で有効に裏込めすること。
- (3) 前2号に定めるところによっても、がけの状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- (4) 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の全面の根入れ深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第4上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

（建築基準法施行令の準用）

第9条 第5条の規定により設置する擁壁については、建築基準法施行令第36条から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

（擁壁の水抜穴）

第10条 第5条の規定により設置する擁壁には、その裏面の排水をよくするため、壁面の3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水材料を用いた水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層を設けなければならない。

別表第 2

土 質	単位体積重量 (1 m ³ につき)	土圧係数
砂利又は砂	1. 8 トン	0. 3 5
砂質土	1. 7 トン	0. 4 0
シルト、粘土又はこれらを多量に含む土	1. 6 トン	0. 5 0

別表第 3

土 質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0. 5
砂質土	0. 4
シルト、粘土又はこれらを多量に含む土(擁壁の基礎底面から少なくとも 15 センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)	0. 3

別表第 4

土 質		擁 壁		
		勾 配	高 さ	下端部の厚さ
第 1 種	岩、岩屑、砂利又は砂利まじりの砂	70 度を超え 75 度以下	2 メートル以下	40 センチメートル以上
			2 メートルを超え 3 メートル以下	50 センチメートル以上
		65 度を超え 70 度以下	2 メートル以下	40 センチメートル以上
			2 メートルを超え 3 メートル以下	45 センチメートル以上
			3 メートルを超え 4 メートル以下	50 センチメートル以上
		65 度以下	3 メートル以下	40 センチメートル以上
			3 メートルを超え 4 メートル以下	45 センチメートル以上
			4 メートルを超え 5 メートル以下	60 センチメートル以上
		第 2 種	真砂土、関東ローム層、硬質粘土その他これらに類するもの	70 度を超え 75 度以下
2 メートルを超え 3 メートル以下	70 センチメートル以上			
65 度を超え 70 度以下	2 メートル以下			45 センチメートル以上
	2 メートルを超え 3 メートル以下			60 センチメートル以上
	3 メートルを超え 4 メートル以下			75 センチメートル以上
65 度以下	2 メートル以下			40 センチメートル以上
	2 メートルを超え 3 メートル以下			50 センチメートル以上
	3 メートルを超え 4 メートル以下			65 センチメートル以上
	4 メートルを超え 5 メートル以下			80 センチメートル以上
第 3 種	その他の土質	70 度を超え 75 度以下	2 メートル以下	85 センチメートル以上
			2 メートルを超え 3 メートル以下	90 センチメートル以上
		65 度を超え 70 度以下	2 メートル以下	75 センチメートル以上
			2 メートルを超え 3 メートル以下	85 センチメートル以上
			3 メートルを超え 4 メートル以下	105 センチメートル以上
		65 度以下	2 メートル以下	70 センチメートル以上
			2 メートルを超え 3 メートル以下	80 センチメートル以上
			3 メートルを超え 4 メートル以下	95 センチメートル以上
			4 メートルを超え 5 メートル以下	120 センチメートル以上

匝瑳市役所環境生活課環境班

〒 289-2198

匝瑳市八日市場ハの793番地2

☎ 0479-73-0088

FAX 0479-72-1116